



建設業労働災害防止協会(建災防)



長野県支部大北分会

## 令和4年度第3回安全パトロール結果

安全パトロール実施日：2022年12月16日（金）



塩島副分会長挨拶（パトロール出発前）

建災防長野県支部大北分会



## 令和4年度建災防大北分会第3回安全パトロール チェックポイント

- ◎ 安全パトロール実施箇所：6現場 チェックポイント  
重複する現場も含め、15ポイントについて記述

No.	チェックポイント	頁
1	はしご・脚立の点検	p.3
2	現場の整理整頓	p.9
3	掲示板の整理	p.11
	(1) 作業主任者職務表示板の掲示	p.11
	(2) 緊急連絡先はしっかりと掲示する	p.16
4	昇降足場設置の必要性・安全性	p.19
5	輪止めの設置	p.21
6	重機の接触事故防止	p.23
7	クレーン作業計画	p.25
8	作業通路・避難通路の掲示	p.29
9	現場内消火器の設置・取扱責任者の掲示	p.30
10	法肩部の安全確保	p.33
11	昇降階段の手摺	p.35
12	信号機付近工事の交通管理	p.38
13	河川工事：オイルマットの準備	p.39
14	金属アーク溶接作業：特定化学主任者の選任	p.43
15	現場に掲げる標識等について	p.48
16	大町労働基準監督署資料：STOP! 冬季労働災害 ほか	p.57

## 1 はしご・脚立の点検



はしごの支柱部分が変形

### 【改善に要する事項】

#### ○はしごの点検・新しいものに交換

はしご等からの墜落・転落による死傷災害は、墜落・転落災害による災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっています。また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生しています。はしごにゆがみ・反り等の変形があれば、墜落・転落を誘発する原因となります。作業員の安全・安心を確保するため、速やかに新しいものに交換してください。

三大災害：墜落・転落

## ❖ はしごや脚立は、安心してご利用いただけますか？

労働安全衛生法では、働く人の職場での安全と健康を守るために、雇用主は安全と衛生に十分に配慮することが義務付けられています。また、働く人自身も、職場の安全に気を付けなくてはなりません。ご使用前に点検シートで点検してください。

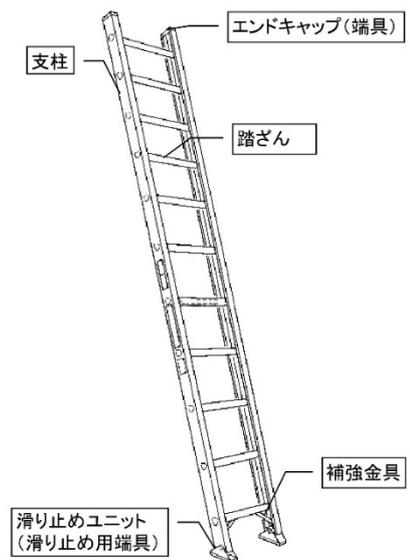
### 1連はしご 点検シート

**警告** 製品に異常があった場合、自分の判断で、手直しや補修は絶対に行わないでください。  
一度変形した本体や金具は、いちじるしく強度が落ちており、手直ししても本体や金具の破損が起こり、転倒や転落による人身事故の原因になります。



点検する箇所	処置	管理番号				
支柱	曲がり、ねじれ、へこみ、割れ、腐食、穴あき	廃棄				
踏ざん	グリース、油、泥、雪、水、ペンキなど滑りやすいものの付着 ⇒きれいに拭き取り					
	曲がり、ねじれ、へこみ、割れ、腐食、穴あき、磨耗、脱落	廃棄				
	支柱との接合部のゆるみ、ガタツキ、割れ、腐食	廃棄				
補強金具	破損、脱落、変形、腐食	交換				
	リベットのゆるみ、抜け落ち	修理				
キャップ	外れ、割れ、すり減り	交換				
	取付部のゆるみ、ガタツキ	修理				
滑り止めユニット	外れ、変形、腐食	交換				
	回転部に泥や異物の付着 ⇒異物を取り除く					
	取付部ボルトの締めすぎ ⇒少し緩めてください					
	滑り止め(樹脂)のすり減り、外れ	交換				
	取付ボルト、ナットの変形(可動タイプのみ)	交換				

点検年月日		総合判定	
ロットNo.		合	否
メーカー名			
型式			
点検者			



労働者、  
雇用主の  
皆さまへ

# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント 1** はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。 ▶▶▶ P 2 参照
- ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。 ▶▶▶ P 3 参照
- ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。 ▶▶▶ P 4 参照

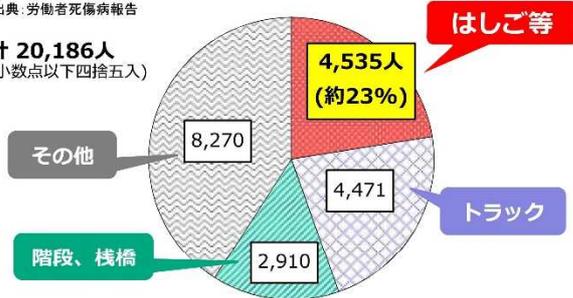
## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

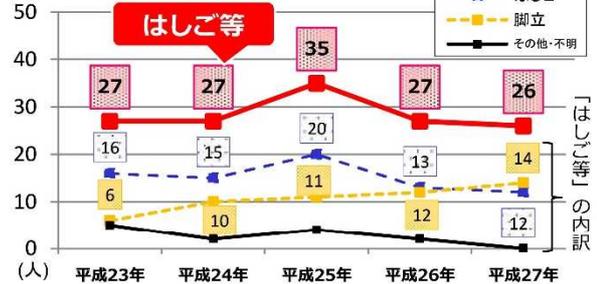
【墜落・転落による休業4日以上(約1週間)の被災労働者数】  
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人  
(小数点以下四捨五入)



### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

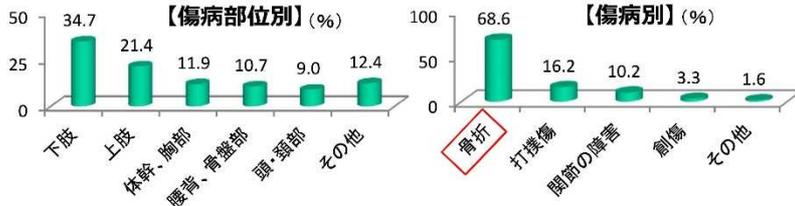
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】  
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上(約1週間)の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
**骨折が全体の約3分の2**を占め、重篤な災害につながりやすい。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

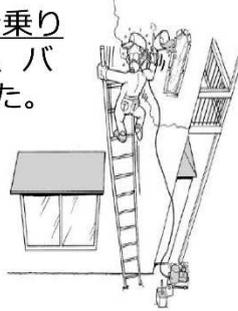
### はしご

#### No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

##### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

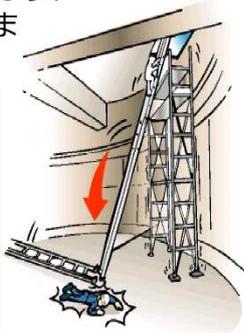


#### No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

##### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

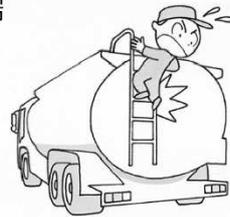


#### No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)

##### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



### 脚立

#### No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

##### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

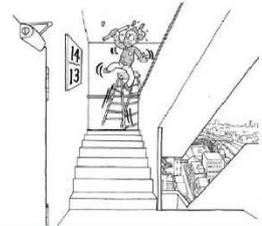


#### No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

##### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持<sup>(※)</sup>がとりやすい。



#### No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

##### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、  
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば  
安全

立てかける位置は  
水平で、傾斜角75°、  
突き出し60センチ  
以上となっている  
ことを確認

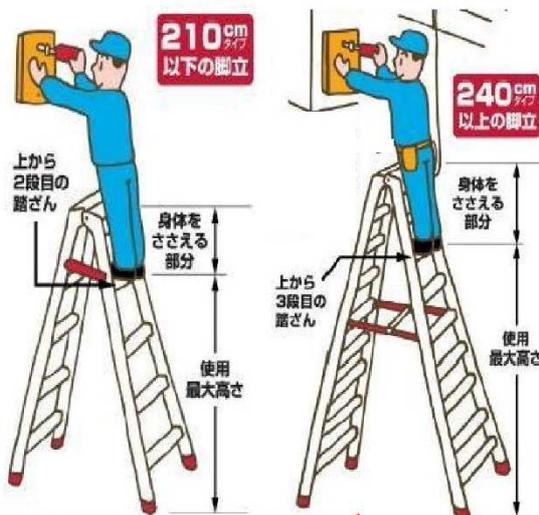


指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、  
ヘルメットだけでなく  
安全帯も着用しましょう！

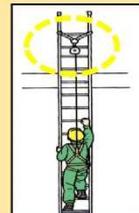
©軽金属製品協会  
(無断転用禁止)

### こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック  
(ストラップ式の  
墜落防止器具)



### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

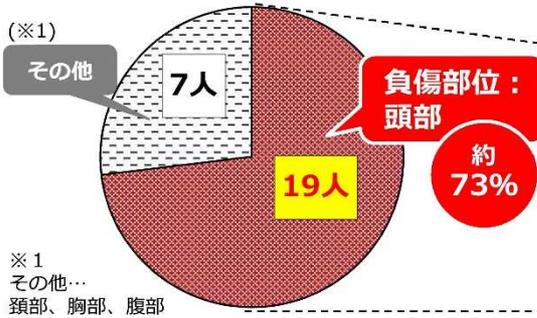
ポイント3

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

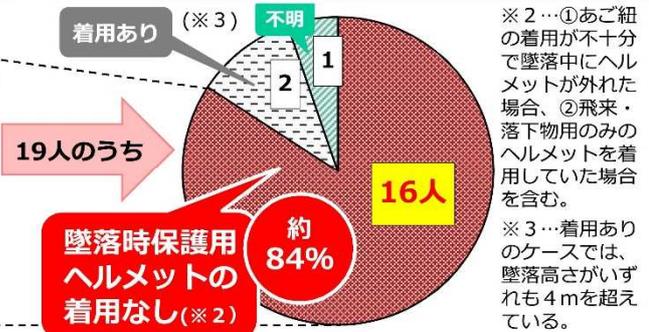
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



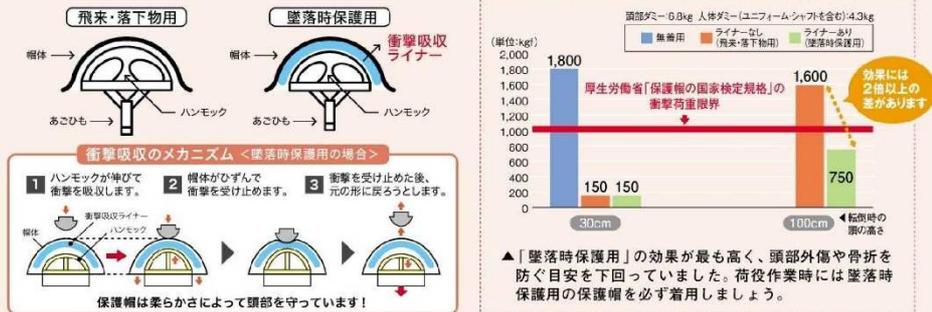
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



（着用時 5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 要チェック！  
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考  
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

## 2 現場の整理整頓

### 整理整頓はすべての基本

がんばれ現場監督

整理整頓はすべての基本

現場でも家庭でも整理整頓は、とても大事です。

「整理」とはいらないものを捨てること。

「整頓」とは必要なものがすぐに取り出せるようにすることです。

それに加えて、きれいに「掃除」をすることとその状態を「清潔」に保つこと。また、誰かに言われるわけでもなく当たり前のようにやり続けるという「習慣」を合わせて「5S」と呼びます。

整理整頓をがんばっても、工事は進みません。

整理整頓に時間とお金を使っても工事は完成しません。

いいえ、そんなことはありません。

整理整頓ができていない現場は、安全も品質も工程も原価もすべてがだらしなくなります。

一方、整理整頓ができている現場は、安全も工程も品質もよく、結果的には利益も出ます。

やはり整理整頓はすべての基本なのです。

ふと見てみると自分のオフィスの机の上や引き出しの中は、忙しきにかまけて雑然として書類が山積みになっています。

部屋もなんだかんだ言いながら、やたら「モノ」が増えてどうしようもありません。場が乱れているということは、それだけで心も乱れてしまいます。

仕事ができるすべての人が整理整頓ができているとは限りませんが、いつも整理整頓できている人は、間違いなく仕事ができます。



現場の整理整頓（良好）：今回のパトロール現場



### 3 掲示板の整理



今回のパトロール現場

◇ 追加チェックポイント  
 施工体系図：標識寸法指定なし  
(見やすい大きさにして掲示)

→ A3版でも小さく見えにくい

#### 【改善を要する事項】

#### (1) 作業主任者職務表示板の掲示

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とするもので政令で定めるものについて、作業主任者を選任しなければなりません（第14条）。作業主任者は、作業に従事する労働者の指揮のほか、機械・安全装置の点検、器具・工具等の使用状況の監視等の職務を行う。「労働災害を防止するための管理を必要とするもので政令で定めるもの」は、施行令第6条1～23号に列記されています。

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等して、関係労働者に周知させなければなりません（規則第18条）。

作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければなりません（規則第17条）。労働安全衛生法に定める他の安全衛生管理体制とは異なり、14日以内の選任義務や、所轄労働基準監督署長への報告書提出義務はありません。

事業者から作業主任者に選任されるためには、当該業務に関連する定められた都道府県労働局長の免許を所持するか、又は都道府県労働局長等が行う技能講習を修了していなければなりません。作業主任者の資格が免許によるものか技能講習によるものかは、労働安全衛生規則に従うこととなっています（規則第16条）。

作業主任者を選任しない事業者（法人、個人事業者、法人の代表者又は法人若しくは個人事業者の代理人、使用人その他の従業者）は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます（第119条）。

### 作業主任者一覧表

作業区分	所 属		氏 名
足場の組立て等		正	
		副	
型わく組立て等 支保工		正	
		副	
地山の掘削		正	
		副	
土止め支保工		正	
		副	
		正	
		副	
		正	
		副	
		正	
		副	
		正	
		副	

**作業主任者の職務**

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する
2. 安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする
3. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品をとり除くこと
4. 各主任者持場内の作業状態と作業環境を適確に把握し、労働者の事故防止に努める

### アーク溶接作業資格者の職務

1. アーク溶接作業の特別教育を受けた者以外は、作業に従事しないこと。
2. 溶接作業開始前に、絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無等、定められた事項について点検を行い、記録する。
3. 溶接棒のホルダーは、日本工業規格に適合した物を使用する。
4. 絶縁外皮や絶縁管は、焼損や、亀裂、緩みが無く、先端の溶接棒を挿入部分以外の充電部が露出していない物を使用すること。
5. 通電中及びメインスイッチを切っている場合でも、溶接棒を挿込んだままのホルダーは放置しないこと。
6. ホルダー線は、手元から2m前後の位置に、緩ぎ手を設けて使用する。
7. 溶接の際発生するヒュームとガスにより、健康を損なう恐れがあります。排気、換気の実施、粉じんマスクの着用等適切な防止措置をとること。
8. 保護具や作業衣は乾燥した物を着用し、必ず遮光メガネや遮光保護面を使用する。
9. また、通電中はどんな場合であっても、保護手袋をはめたまま機器を取り扱うこと。
10. アークが発生する周囲を遮光板や衝立、遮光幕などで囲み、光線除けをする。
11. 高所・多湿・狭あい・密閉作業場、水溜まり、ビッドなどで溶接機を使用する場合は、漏電処置を講じ、自動電撃防止装置を使用しなければならない。
12. 二次アース線は、母材に完全に取り付ける。
13. 電源スイッチからは、一台の溶接機しか接続しないようにする。
14. 狭あいな場所や密閉装置内などで作業する場合、扇風機で通風をよくしたり、空気置換をするか、送風マスクを使用し、ガス中毒や酸欠防止を図る。空気置換を行う場合、純酸素の吹き込みは禁止する。
15. 消火器を必ず携帯する。
16. 半自動溶接機のワイヤーの取り換えは、主電源を切ってから行う。
17. 雨天時、作業終了時等には必ず防電電いをすること。
18. 降雨時は、屋外溶接作業を行わないこと。
19. 作業中時、作業終了時には、必ず電源スイッチを切ること。

<b>作業資格者氏名</b>	
----------------	--

#### 足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

<b>作業主任者氏名</b>	
----------------	--

#### 土止め支保工 作業主任者の職務

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

<b>作業主任者氏名</b>	
----------------	--

#### 地山の掘削 作業主任者の職務

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

<b>作業主任者氏名</b>	
----------------	--

#### 型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

<b>作業主任者氏名</b>	
----------------	--

作業主任者を必要とする作業一覧

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
クレーン等	クレーンの運転（運転室がついているもの）	つり上げ荷重5 t以上の運転の業務	○			ク則-22
		つり上げ荷重5 t未満の運転の業務			○	安則-36
	床上操作式クレーンの運転（運転手が荷の移動とともに移動するもの）	つり上げ荷重5 t以上の運転の業務			○	ク則-22
		つり上げ荷重5 t未満の運転の業務			○	安則-36
	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重5 t以上の運転の業務	○			ク則-68
		つり上げ荷重1 t以上5 t未満の運転の業務			○	ク則-68
		つり上げ荷重1 t未満の運転の業務			○	安則-36
	玉掛け作業	つり上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務			○	ク則-221
		つり上げ荷重1 t未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務			○	安則-36
	巻上げ機の運転	動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアホイスト以外）の運転の業務			○	安則-36
建設用リフトの運転	建設用リフトの運転の業務			○	安則-36	
ゴンドラの操作	ゴンドラの操作の業務			○	安則-36	
林業機械・装置	伐木等機械の運転	伐木、造材等を行うための機械の運転の業務			○	安則-36
	走行集材機械の運転	車両の走行により集材を行う機械の運転の業務			○	安則-36
	機械集材装置の運転	原木等を空中において運搬する設備の運転の業務			○	安則-36
	簡易架線集材装置の運転	原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備の運転の業務			○	安則-36
	架線集材機械の運転	原木等を運搬する機械の運転の業務			○	安則-36
伐木・造材	大径木等の伐木等	大径木（70cm以上）・偏心木の伐木、つりきり等特殊な方法による伐木、かかり木の処理の業務			○	安則-36
	チェーンソーを取扱う作業	チェーンソーを用いて行う立木の伐木造材等の業務			○	安則-36
建設機械等	ブルドーザー、ショベル等の車両系建設機械（整地、運搬、積込み及び掘削用）の運転	機体重量3 t以上のもの		○		令-20
		機体重量3 t未満のもの			○	安則-36
	ブレイカー、鉄骨切断機等を用いる車両系建設機械（解体用）の運転	機体重量3 t以上のもの			○	令-20
		機体重量3 t未満のもの			○	安則-36
	くい打機、くい抜機等の車両系建設機械（基礎工事用）の運転	機体重量3 t以上のもの			○	令-20
		機体重量3 t未満のもの			○	安則-36
くい打機等の基礎工事用建設機械の運転	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等の運転の業務			○	安則-36	
くい打機等の作業装置の操作	くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できないものの運転の業務			○	安則-36	
		くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー等で不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作の業務			○	安則-36

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
	コンクリートポンプ車の操作	コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務			○	安則-36
	ローラーの運転	タイヤローラー、ロードローラー、振動ローラー、タンピングローラー等の運転の業務			○	安則-36
	ボーリングマシンの運転	ボーリングマシンの運転の業務			○	安則-36
運搬・荷役機械等	ショベルローダー等の運転	最大荷重1 t以上のショベルローダー、フォークローダーの運転		○		令-20
		最大荷重1 t未満のショベルローダー、フォークローダーの運転			○	
	フォークリフトの運転	最大荷重1 t以上のフォークリフトの運転の業務		○		令-20
		最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転の業務			○	
	不整地運搬車の運転	最大積載量1 t以上の不整地運搬車の運転の業務		○		令-20
		最大積載量1 t未満の不整地運搬車の運転の業務			○	
	高所作業車の運転	作業床の高さが1 0 m以上の高所作業車の運転の業務		○		令-20
		作業床の高さが2 m以上1 0 m未満の高所作業車の運転の業務			○	安則-36
軌条動力車の運転	軌道により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務			○	安則-36	
タイヤの空気の充てん	自動車用タイヤに空気圧縮機（コンプレッサ）を用いてタイヤに空気を充てんする業務			○	安則-36	
解体	コンクリート工作物の解体の作業	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（作業主任者）		○		安則-517の17
	コンクリート破砕器を使用する作業	コンクリート破砕器を使用する作業（作業主任者）		○		安則-321の3
足場	足場の組立て、解体等の作業	つり足場、張出し足場、高さ5 m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-565
掘削	地山の掘削の作業	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削の作業（作業主任者）		○		安則-359
	土止め支保工の組立て、解体等の作業	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業（作業主任者）		○		安則-374
	採石のための掘削作業	掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削作業（作業主任者）		○		安則-
型枠	型わく支保工の組立て、解体等の作業	型わく支保工の組立て又は解体の作業（作業主任者）		○		安則-246
木工	木工加工用機械を使う作業	丸のこ盤、帯のこ盤等の木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業（作業主任者）		○		安則-
鉄骨	建築物等の鉄骨の組立て、解体等の作業	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材で構成される高さ5 m以上の物の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の4
橋梁等	鋼橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成される高さ5 m以上のもの又は支間3 0 m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の8
	コンクリート橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、コンクリート造で高さ5 m以上のもの又は支間3 0 m以上のものの架設、解体又は変更の作業（作業主任者）		○		安則-517の22
	ジャッキ式つり上げ機械の運転の業務	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務			○	安則-36

種類	作業の種類	作業内容	免許	技能講習	特別教育	規則等
木造	木造建築物の組立て等の作業	軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業（作業主任者）		○		安則-517の17
はい	はい付け、はいくずしの作業	高さが2m以上となるはい付け、はいくずしの作業（作業主任者）		○		安則-428
ずい道	ずい道等の掘削の作業	掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹き付けの作業（作業主任者）		○		安則-383の2
	ずい道等の覆工等の作業	ずい道型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設の作業（作業主任者）		○		安則-383の4
	ずい道内の作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業			○	安則-36
ん粉じ	特定粉じんの作業	常時特定粉じん作業に係る業務			○	安則-36
石綿	石綿等の取り扱い作業	石綿等の取り扱い作業、試験研究のための製造作業（作業主任者）		○		石綿規-19
		石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業			○	安則-36
		建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業			○	安則-36
火薬	発破の作業	発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理）	○			令-20
	火薬類取扱いの保安と業務	火薬類取扱い保安責任者、副保安責任者の業務	○			火法-30
溶接	ガス溶接の作業	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業（作業主任者）	○			安則-314
		可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業		○		令-20
	アーク溶接の作業	アーク溶接の作業			○	安則-36
酸欠	酸素欠乏危険場所における業務	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における業務（作業主任者）		○		酸欠則-11
		酸素欠乏危険作業に係る業務			○	安則-36
電気	電気取扱いの業務	充電回路又はその支持物の敷設、点検、修理、充電部分が露出した開閉器の操作			○	安則-36
砥石	研削といし取替等の業務	グラインダー、高速カッター等の一し取替え又は取替え時の試運転の業務			○	安則-36
高気圧作業	高圧室内の作業	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	○			高圧則-10
		高圧室内作業に係る業務			○	安則-36
	潜水の作業	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	○			高圧則-12
	圧縮機の操作の作業	作業室又は気こう室に送気するためコンプレッサーを運転する業務			○	安則-36
	送気の調節の作業	作業室又は潜水作業員への送気の調節を行うための弁又はコックの操作			○	安則-37
	加圧、減圧の作業	高圧室内作業に加減圧を行うための弁又はコックの操作			○	安則-38
	再圧室の操作の作業	再圧室を操作する業務			○	安則-39

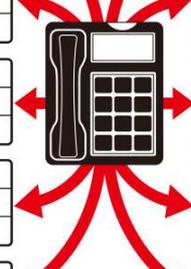
（注）特別教育の一部は省略



掲 示 場 所 ： 現 場 事 務 所 等 の 見 や す い 場 所 に 標 示 す る。

## 緊急時連絡表

電気	労基署
水道	警察
ガス	消防
電話	病院



責任者	正	
	副	



緊急時連絡表掲示例（表は見やすい大きさ）

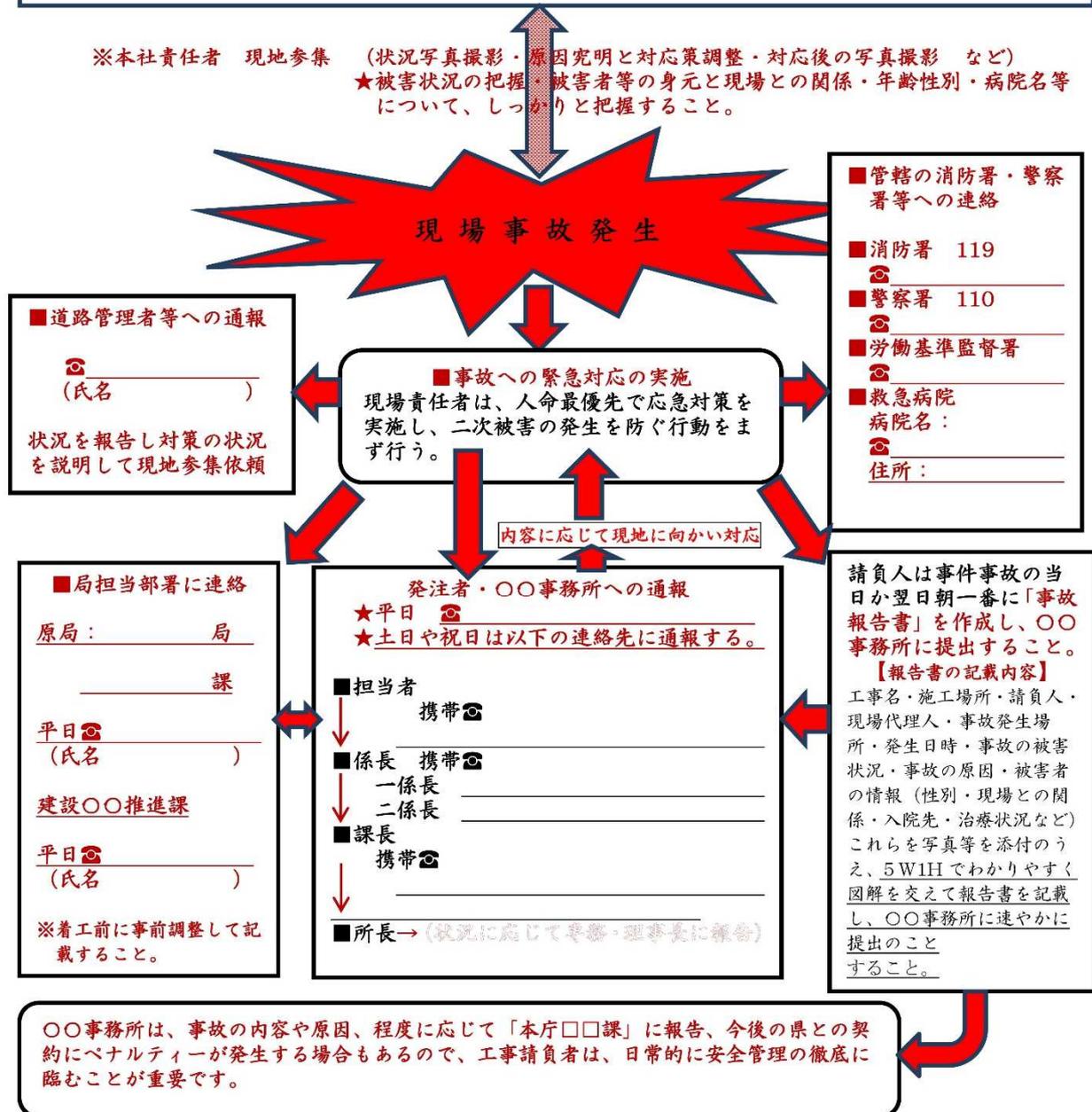
# 現場緊急連絡体制表

## 現場責任者 常時必携

工事名	令和 年度	県単〇〇〇工事
道路・河川名		☎ -
工事場所		
請負人 社名	代表者	☎ -
現場代理人 (工事責任者)	携帯☎	-
本社責任者	携帯☎	-
上記以外の対応者	携帯☎	-

※ほか何校という工事の場合には、それぞれ現場毎に作成し、請負人等と〇〇事務所で共有する。

※本社責任者 現地参集 (状況写真撮影・原因究明と対応策調整・対応後の写真撮影 など)  
 ★被害状況の把握・被害者等の身元と現場との関係・年齢性別・病院名等について、しっかりと把握すること。



## 現場緊急連絡体制表 (作成例)

## 4 昇降足場設置の必要性・安全性



昇降足場：固定・手摺等の必要性



### 【改善を要する事項】

昇降足場は、現場内を昇り降りするために設置される足場のことを指します。  
 労働安全衛生規則では、高さ（または深さ）が1.5メートルを超えるとところで作業を行う際は、安全に昇降する設備を設けなければならないとされており、昇降設備の設置は必須となっています。（労働安全衛生規則：526条）  
 昇降足場を設置すると、作業者の安全確保、及び作業者は常に最適な作業を行うことが可能となり、そのため作業効率向上に期待ができます。

三大災害：墜落・転落



昇降足場設置例（良好）



昇降足場設置例（良好）：今回のパトロール現場

## 5 輪止めの設置



輪止めの設置（栈木はNG）：今回のパトロール現場

### 【改善を要する事項】

車両の逸走防止のため 輪止めを使用してください

現場では、傾斜した場所に車両を駐車しなければならない場合が少なくありません。そのような場合、サイドブレーキを確実にひいて逸走を防ぐことが必要ですが、更に輪止めを設ければ車両逸走による事故の確実な防止ができます。

労働安全衛生法では車両系建設機械の運転者が“運転位置から離れるとき”にはバックホウであれば、バケットを地上に降ろし、エンジンを停止させなければなりませんし、走行ブレーキを備えた車両であればブレーキを掛けてからでないと、運転席から離れることは許されません。ただし、この規定は必要最低限の決まりであり、ブレーキが緩んでいけば走り出してしまう恐れのある傾斜地などでは更に安全を考慮して、輪止めを設けるべきです。

※傾斜した場所に車両を停めておく際は、輪止めを掛けてください。

輪止めの種類は問いません。既製品のゴム製、金属製だけでなく、角材で作った木製のものでも勿論かまいません。但し、石を挟み込んだり桟木を噛ませておくだけなどは輪止めとは認めません。



輪止め設置(石はNG)



輪止め設置(良好例)



## 6 重機の接触事故防止



多くの建設機械が稼動（今回のパトロール現場）

### 【重機作業での注意事項】

重機との接触は重傷事故につながります。現場関係者全員がルールを守ることが必要です。重機はその大きさや重量が人の数倍～数百倍あります。

また、車体からの死角も多くあり、ひとたび重機と接触すれば甚大な被害となります。今一度、安全対策の再確認を行い事故防止に努めましょう。

三大災害：建設機械・クレーン等

重機接触事故を防止するためには重機には死角が多く存在し、大きさや構造によって死角の範囲が異なります。重機の特長、現場環境に応じた作業計画・作業手順を定めましょう。作業が進むにつれ、作業箇所が変化していきます。作業計画・作業手順において、作業進捗に合わせて誘導員の誘導位置の変更を明確に定め、指示しましょう。作業前に重機オペレーターと誘導員は作業内容と合図方法を確認しましょう。作業中は誘導員の合図なしには重機操作を行わないようにしましょう。重機の誘導員は、誘導に気を取られて、誘導員自身が事故に巻き込まれることがないように注意しましょう。重機を操作したことのない作業員を運転席に座らせ、運転席から見た死角の多さを確認する等の「体で感じる安全教育」を取り入れ、重機の作業範囲に近づくことの危険性を再認識する機会を持つようにしましょう。

## 重機による事故対策 6つの盲点

- 1 土木工事で最も死亡災害が多いのは重機の稼働時ではなく移動時。
- 2 バックホウは旋回、後退時だけでなく、前進時にもリスクがある。
- 3 重機の作業半径内をバリケードなどで囲うだけではリスクは十分に下がらない。
- 4 人間の注意力には限界がある。このことを肝に銘じる。
- 5 安全装置が付いていてもそれを機能させなければ意味がない。
- 6 「工期一番、安全二番」では誰も二番の安全のことを考えなくなる。

## 7 クレーン作業計画



コンクリート打設用ラフタークレーン

### **【移動式クレーン作業計画書】：今回のパトロール現場 作業計画書良好**

建設現場で移動式クレーンを用いた作業を安全に行うためには、あらかじめ移動式クレーンなど車両系機械の状況を確認した上で作業方法を検討し、作業計画を定めておくことが重要です。またそれらの計画は、事前に作業員に周知し確実に実行されるものでなければなりません。

## 移動式クレーン作業計画書とは

移動式クレーンを用いる現場作業を行う際には、「移動式クレーン作業計画書」の作成が必要になります。

この書類の作成については、以下の法令によって定められています。

### 【安全衛生法第 20 条の 1】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

### 【クレーン等安全規則第 66 条の 2（作業の方法等の決定等）】

1) 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

一 移動式クレーンによる作業の方法

二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法

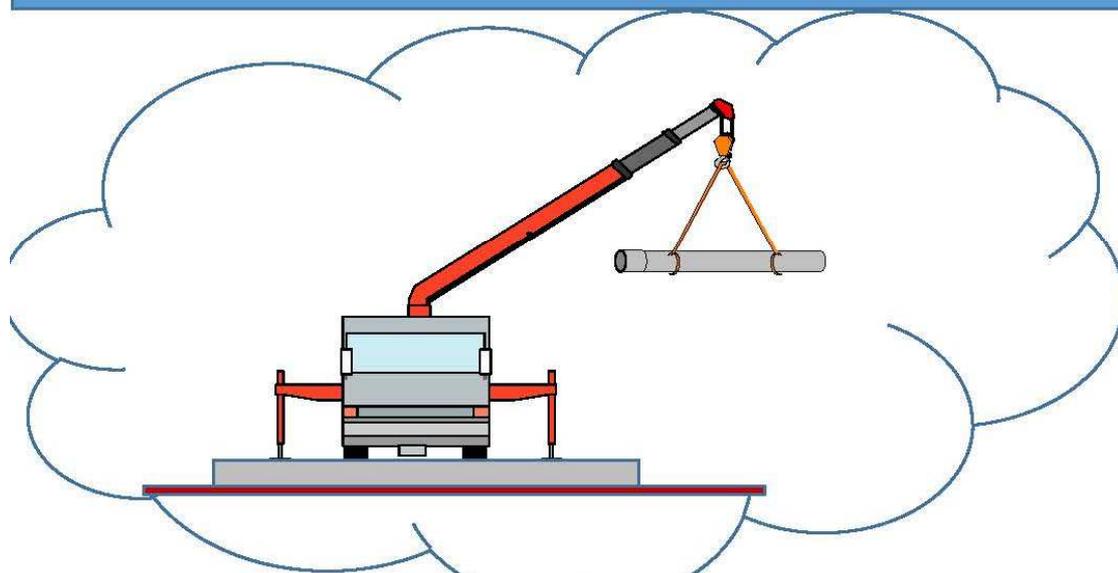
三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

2) 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

この書類の保存期間は法令等によって明記はされていません。

しかし、万が一クレーンによる重大災害が発生した場合は監督署の臨検などで確認を求められるので、一定期間の保管は必要です。

# 重機作業は、毎日の作業 計画で安全確認



機体の配置や走行路、立入  
禁止場所、ワイヤー、合図者  
etc

実際の作業を思い浮かべな  
がら、計画を作るんだね。

# 【作業計画書 記載例】

## 移動式クレーン 作業計画書

機種・性能	油圧式TC クローラーC	機械式TC クローラーC	ラフターC	車両積載型C	35 t吊
-------	-----------------	-----------------	-------	--------	-------

ラン所有会社名	OOクレーン 株式会社	運転者名	橋本 一郎	資格確認	免許証
---------	-------------	------	-------	------	-----

\*使用会社の作業責任者は、計画内容を記入したうえで運転者（オペレーター）と打合せすること。

作業予定日時	平成 25年 11月 19日				
使用会社名	OO 建設 (株)				
作業責任者	下 藤 太郎	下 藤 太郎			
作業場所	作業所内A	作業所内B			
作業内容	足場材運搬	鉄筋運搬			
作業条件	必要な作業半径 22 m 必要な高さ 12 m 荷の重量 0.5 t	必要な作業半径 22 m 必要な高さ 12 m 荷の重量 1.5 t	必要な作業半径 m 必要な高さ m 荷の重量 t		
移動式クレーンの能力	同上の作業半径時の 定格荷重 2.1 t ジブの長さ 34 m	同上の作業半径時の 定格荷重 2.1 t ジブの長さ 34 m	同上の 定格荷重 2.1 t ジブの長さ 34 m		
玉掛ワイヤー	径 9 mm 2本	径 14 mm 3本			
玉掛者	下藤三郎	下藤三郎	橋本一郎	橋本一郎	橋本一郎
合図者	下藤三郎	下藤三郎	橋本一郎	橋本一郎	橋本一郎
合図の方法	手合図	無線	手合図	無線	手合図
地形	平地	傾斜地	平地	傾斜地	平地
地盤強度	堅固	軟弱	堅固	軟弱	堅固
地盤養生	鋼板	無養生	鋼板	無養生	鋼板
アクトリガー最大出し	不可	可	不可	可	不可
吊下への立入禁止措置	バリケード	ロープ	バリケード	ロープ	バリケード
架空線接近	見張人	カラーコーン	見張人	カラーコーン	見張人
風の対策	作業中止基準	5m以上が常時	目安の測定	吹き出し角度90度以下	

### OOマンション新築工事 作業所

作業所確認	元方管理者	担当者
続括者		

#### 【運用方針】

1. 作業責任者が作成する
2. 鉄筋は、「作業責任者」
3. 作業計画を変更する時、再度打合せをする

作業開始前に先讀み確認を行うこと。

計画打合せ日 平成 25年 11月 18日

\*オペレーターが確認しチェックすること

(O×)チェック	A	B	C	オペレーター確認事項
✓	✓	✓	✓	資格・免許証は携帯しているか
✓	✓	✓	✓	作業方法・作業内容を理解したか
✓	✓	✓	✓	玉掛方法・合図方法を確認したか
✓	✓	✓	✓	当該機械の能力で安全作業ができるか
✓	✓	✓	✓	アクトリガーを最大出しにしたか
✓	✓	✓	✓	安全装置は正常に作動するか
✓	✓	✓	✓	戻り範囲以内立入禁止措置はよいのか

(注) 別にオペレーター専用の点検表がある場合は、このチェック表は省略して下さい。

【作業場所及び作業範囲と運行経路】 計画打ち合わせ時に下記事項で該当するものは確実に表示する

クレーン設置位置     付属する機械設備     合図者位置     玉掛者位置     吊り荷位置     荷下し位置  
 旋回方向     安全通路     立入禁止区域     架空線位置

つり上げ荷重5t以上・免許証  
11以上5t未満:技能講習  
1t未満:特別教育

※平面図=戻り範囲と配置者の位置・距離、縦断面=布設場所との高低差・オペの視界など

周知の記録  
※当作業計画書に従って作業します。< 11月 19日 >  
(署名) 下藤太郎(部長) 下藤三郎(玉掛) 合図 一郎(合図) 橋本 一郎(オペ) 合図 三郎(足場上合図) 橋本 一郎(スラブ上読取) 下藤 次郎(玉外し)

【参考:安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約】  
安衛法 第29条の1 事業者は、機械、器具その他設備による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
クレーン66条の2 【作業の方法等の決定等】 クレーン67条 【特別の教育】 クレーン68条 【建築制限】 クレーン69条 【通角等の制限】  
クレーン70条の2 【定格荷重の表示等】 クレーン70条の3 【使用の禁止】 クレーン70条の4 【アクトリガーの位置】  
クレーン70条の5 【アクトリガー等の張り出し】 クレーン71条 【運転の合図】 クレーン74条 【立入禁止】  
クレーン74条の3 【無風時の作業中止】

## 移動式クレーン作業計画書の作成

移動式クレーンを使用した作業を行う際に、法令によって作成と周知を行うように定められている書類です。

作成せずに作業を行うことは安全管理のされていない危険な状態と判断されて法令違反になります、作業前に必ず作成しましょう！



## 8 作業通路・避難通路の掲示



作業通路・避難通路（今回のパトロール現場）

### 【改善を要する事項】

#### 作業通路・避難通路の掲示

建設業、その他の業種にとっては、足元が雑然としていると、命にかかわることもあります。実は、事故で最も多いものは「転倒」なのです。転んで怪我というケースが非常に多い。そして死亡事故で最も多いのが「墜落・転落」です。これは高いところから落ちて亡くなるというものです。どちらも、作業時の足元の不安定さ、不安全性が原因と言えるでしょう。安全な作業を行うには、まずは足元から確保です。

今回は、まずは通路の安全についてです。

通路や足場については、安衛則に規定されています。

## 【安衛則】

### 第10章 通路、足場等

#### 第1節 通路等

(通路)

#### 第540条

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

- 2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

何よりも大切なこと、全ての原則になることが、この条文です。

作業者が安全に行き来ができる通路を備えなければなりません。

そして、常に安全な状態を保持しなければなりません。

これは屋内であっても、屋外であっても同様です。

工場や倉庫であれば、作業する場所と通路ははっきりと区別します。

屋外の工事現場であれば、仮設で通路を設け、車両は立ち入らせないようにします。

特にここは導線となりますといった、本流の通路などは、掲示や看板を立てて、特に通路を空けておくようにします。イメージは、道路です。

道路上に、障害物があると、車は走れなくなりますし、事故や渋滞を引き起こします。

作業員、労働者の通路も同様なのです。通路には物を置いたりしてはいけません。

ほんのちょっとした時間だから、という理由でもダメです。

常に何も無い状態。これが大切なのです。



避難経路



## 9 現場内消火器の設置・取扱責任者の掲示



【今回のパトロール現場】

### 【改善を要する事項】

現場内に喫煙所あり、消火器の設置指示



→ 現場内消火器設置・取扱責任者の掲示

消火器は置物ではなく、いざ火事になった時に使えるようにしておきましょう。では、どこに置くのかを考えてみましょう。消火器はいざというときに使えなくてははいけません。

火事が起きた時に誰でも消火器の置いてある場所が分かる必要があります。

間違っても誰も分からない場所に置かないようにしましょう。



## 消火器を表示する

作業員の通行が多い場所に置いても、気付かない作業員の方もいます。

親切丁寧に表示をしてあげましょう。現場作業員の通行が多いところに配置する

消火器はいざというときに使えなくてははいけません。

火事が起きた時に誰でも消火器の置いてある場所が分かる必要があります。

間違っても誰も分からない場所に置かないようにしましょう。



## 火元責任者について

### “火元責任者” の位置づけ

消防法施行令第4条第2項に以下のような条文があります。……

- 「防火管理者の責務として、防火管理者は消防のように供する設備、消防用水もしくは消火活動上必要な施設の点検及び整備または下記の使用もしくは取り扱いに関する監督を行うときは、“火元責任者” その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な支持を与えなければならない。」

つまり、防火管理者の指示に従い、防火管理者の補助をするものとして置かれているのが“火元責任者”です。

また、防火管理者に作成・提出が義務付けられている“消防計画”にも、“火元責任者”の担当者名が明記されます。



## 喫煙所

タバコは指定場所で吸いましょう



## 10 法肩の安全確保



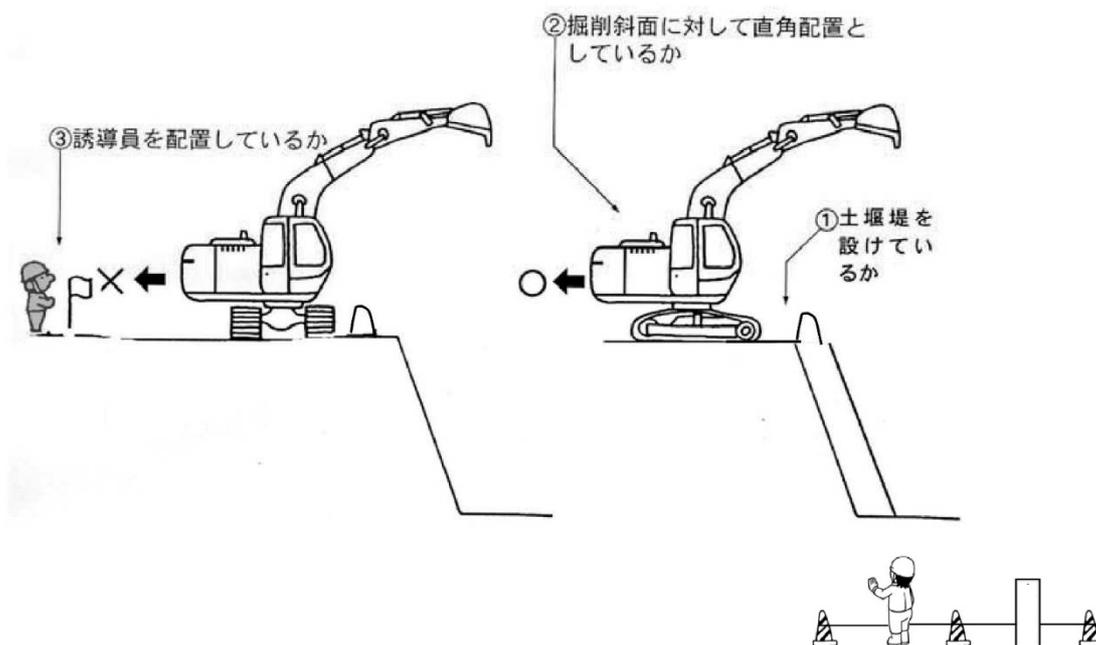
法肩部の危険度（今回のパトロール現場）

### 【改善を要する事項】

### 法肩部の安全確保

法肩部近くでの作業、及び生コン車等の往来時に安定していない法肩部近くの安全性を考慮して、鉄筋・トラロープで安全確保するより土堰堤・セフティコーン・バリケード設置等で施工した方が現場の安全が確保されるかを再検討する。

### 掘削時：土堰堤による法肩部の安全確保



## 平成30年4月期 工事事務発生事例

### 【事事故例③】 敷鉄板移動中、法肩が崩れバックホウが横転

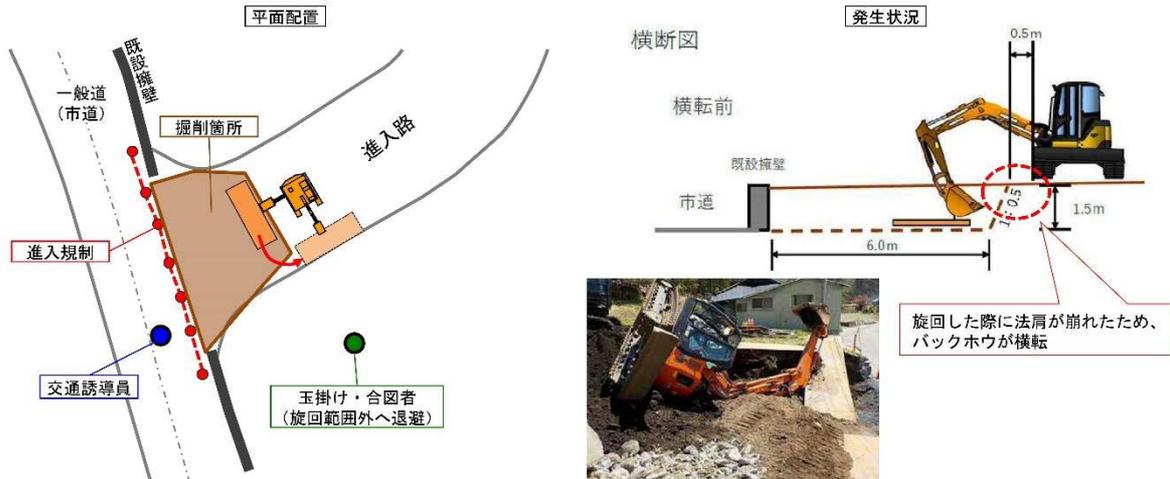
工事種別	一般土木工事	事故発生日	平成30年4月28日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

#### ■事故概要

その他 - その他の事故

- ・ 施工現場への出入り口付近において、一般道からの進入路を整備していた。
- ・ 掘削部に置かれていた敷鉄板を移動するため、バックホウを掘削面より1段高い場所に配置し、吊り上げ旋回作業を行っていた。
- ・ 敷鉄板を吊り上げ左旋回した際に法肩が崩壊し、バックホウが横転した。
- ・ オペレーター及び第三者に被害はなく、バックホウにも損傷は無かった。

#### ■事故発生状況



## 平成30年4月期 工事事務発生事例

### 【事事故例③】 敷鉄板移動中、法肩が崩れバックホウが横転

#### 発生要因

##### ○崩壊しやすい法肩での作業

掘削箇所より1段高くなっている場所にバックホウを配置し作業を行っていたが、バックホウの配置場所は法肩から約0.5mしか離れておらず、転倒の危険が高い状態であった。また、地山であることや高さが1.5m程度であったことから、地盤は問題無いと思込み、重機足場を十分に確認しないまま、法肩で作業を行った。

##### ◆本来ならば・・・

- ・ 作業前に重機足場の確認を行い、崩壊の危険がある場所で作業を行わせてははいけなかった
- ・ 法肩部の明示や、重機足場の補強など、崩壊のおそれがある場所への重機の近接防止や重機足場の崩壊防止措置をすべきであった。

↳ 関係法令等：安全衛法 第20条1項、クレーン則 第70条3項

#### 再発防止策

##### ○法肩部への接近禁止について周知徹底

新規入場者教育や日々のKY活動において、法肩部に近づいて作業は行わないよう周知徹底する。

##### ○法肩部での作業時における措置

地山の状態に応じて法肩からの離隔を検討し、オペレーターを交えて現地で指導を行う。また、法肩付近での吊り作業に際しては、作業に先立って重機足場に敷鉄板を設置し、補強する。

# 11 昇降階段の手摺



作業場への昇降階段（今回のパトロール現場）

## 【改善を要する事項】

### 昇降階段の手摺設置方法

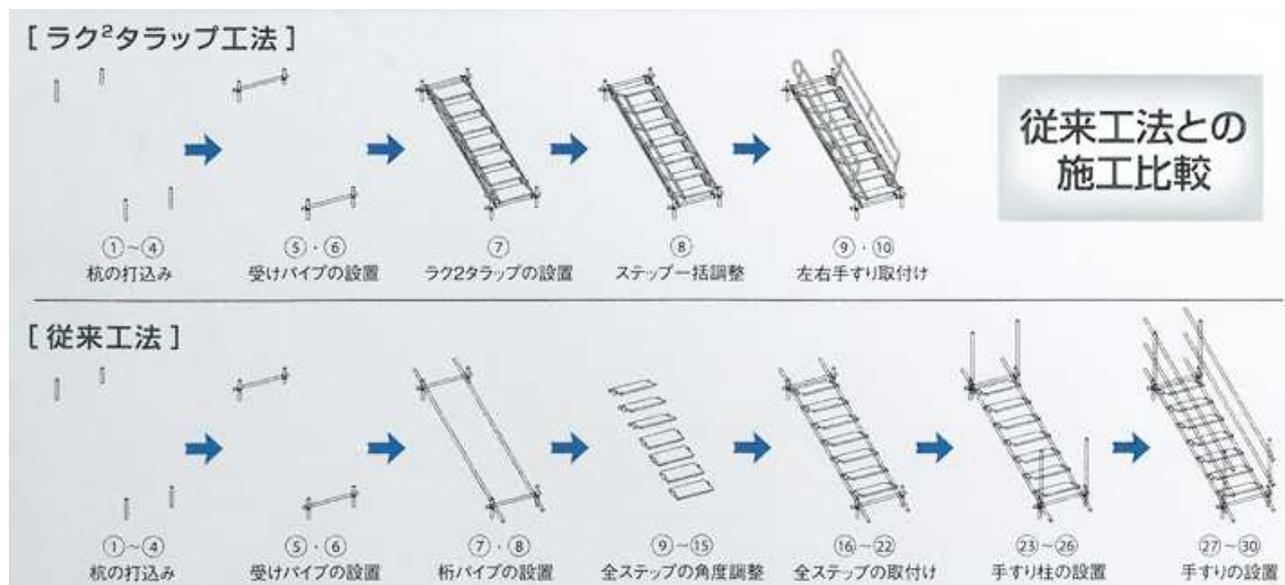


昇降階段の手摺・階段の間に隙間があるため、足を踏み外す（墜落する）おそれがある。作業員の安全確保（階段からの墜落防止）のため、隙間を設けない工夫として手摺を内側に設置する。（従来は、右上図のように手摺は手摺柱の内側に設置する。）

三大災害：墜落・転落

## 昇降階段の紹介事例【日エセック㈱：ラク<sup>2</sup>タラップ工法】

### 従来の昇降階段と比較



## ラク<sup>2</sup>タラップ

## アルミ製傾斜自在階段

ラク<sup>2</sup>タラップは、単管パイプと自在ステップで組み立てる従来方法の仮設階段に代わる安全で軽量の傾斜自在階段です。各種法面における点検階段や避難通路としても活用されています。

従来 of 通路設置作業に対して、高い安全性と大幅な作業効率向上を自社独自で追求し、開発された傾斜自在昇降階段ユニットで、法面・斜面の強い味方です！平成24年度から5年連続NETIS認定第1位の記録を獲得しました。

## 従来の昇降階段と写真比較



昇降階段設置例（従来工法：良好）



昇降階段置例（アルミ製傾斜自在階段：良好）



## 12 信号機付近工事の交通管理



交差点信号機付近での工事（現場事務所・工事施工エリア）

### 【交通管理】

交差点は自動車だけでなく歩行者の交通量も多い道路です。信号機・標識も一般道路と比べて多く設置されているので、運転者が特に注意を払わなければならない場所であるといえるでしょう。

ただ、交差点の交通ルールはたくさんあります。そのため、免許を受けてから時間が経過していると、「この状況はどうすればよかったのか？」と不安を感じる場面もあるかもしれません。

道路の通行者に対して必要とする案内・警戒・指示および規制などの情報を一定の様式で教示・提供を行い、交通の円滑と安全をはかることを目的に設置してください。

## 13 河川工事：オイルマットの準備



今回のパトロール現場

オイルマットの充実・準備（対応）

### 【改善を要する事項】 河川工事・オイルマットの準備と対応

【油・オイルが流出した時の対処方法について】

軽油や重油、ガソリンなどの燃料が道路・河川などに油が流出すると、発火の危険性やその水を利用する水道や農業、水産業などに大きな影響を及ぼすことがあります。また、油は水中で分解されにくく、油流出を未然に防止するため、油を使用する際には、十分な注意と対策を行いましょう。今後起こる可能性があるという考えから、オイルマットのストック等の準備対応をしていただきたいと思います。オイルが河川へ流出した場合、現場代理人・主任技術者・作業員・オペレーター、現場にいるもの全てが重要な処理として対応してください。



重油流失事故状況①



重油流失事故状況②

# 水質汚濁事故を 防止しましょう

油や農薬などが河川へ流出してしまったり、水質の異常によって魚が死んでしまったりする「水質汚濁事故」が多発しています。



重油流出事故の様子

河川の水は、水道水や農業用水など幅広く利用されているため、水質汚濁事故が発生すると、多くの方の生活に影響を与える恐れがあるほか、動植物にも被害を及ぼすこともあります。

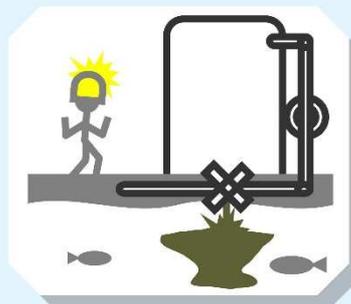
県民の皆さまには、水質汚濁事故を起こさないよう十分ご注意ください、長野県の豊かな水環境の保全にご協力をお願いします。

## 水質汚濁事故の事例



ホームタンクから小分け作業中、その場を離れてしまい、灯油がオーバーフローしてしまった。

灯油の地下配管が劣化し、腐食した部分から灯油が流出してしまった。



油水分離槽やグリストラップの清掃が十分に行われておらず、処理不十分な排水が流出してしまった。

農薬散布後、タンクに残った農薬や使用した器具・容器を洗った水が流出してしまった。



## 事故を未然に防ぐために

### ◆灯油を使用する際は

#### ○その場を離れない・目を離さない

- ・ホームタンクなどから灯油を小分けする際は、絶対にその場を離れないでください。また、バルブの閉め忘れにも注意してください。
- ・灯油配達業者に相談して、ホームタンクには油の流出を防ぐ「防油堤」を設置しましょう。

#### ○定期点検を怠らない

- ・ホームタンクや配管に腐食や亀裂がないか、油量が急激に減っていないか、定期的に点検してください。

#### ○落雪や除雪時には注意を

- ・冬期には、落雪や雪かきの際の衝撃により、ホームタンクや灯油の配管が破損することがありますので注意してください。

### ◆油水分離槽・グリストラップ等を設置している場合は

#### ○こまめな点検・清掃を

- ・油水分離槽・グリストラップ等の管理が不十分の場合、油などの流出事故の原因となる場合がありますので、こまめに点検・清掃を行ってください。

### ◆農薬を使用する際は

#### ○洗浄液等の適正処理を

- ・必要量を十分把握し、散布液が余らないようにしましょう。
- ・散布器具や容器の洗浄は、河川等の水系に流入することのない場所で行ってください。  
〔参考〕・不要となった農薬を処分する場合は、農薬をお求めになった JA・販売店等にご相談ください。

## 水質汚濁事故を起こしたら・見つけたら

油や農薬等を流出させてしまったり、流れているのを発見したら、すぐに下記の連絡先へご連絡ください。

水質汚濁事故を起こしてしまった場合、周辺環境に多大な影響を及ぼすだけでなく、事故処理の費用を負担することとなります。また、農業や漁業等へ被害が及んだ場合、多大な賠償を請求されることもあります。

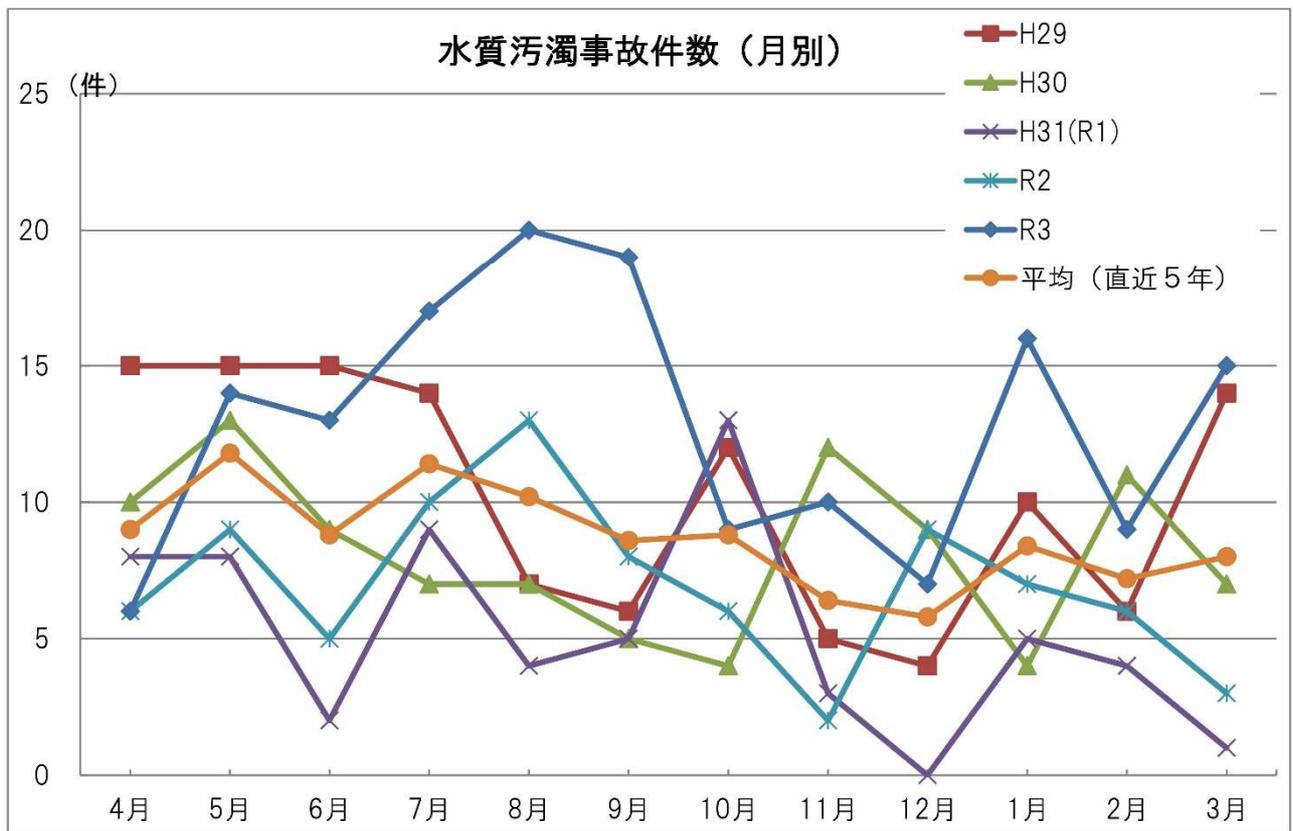
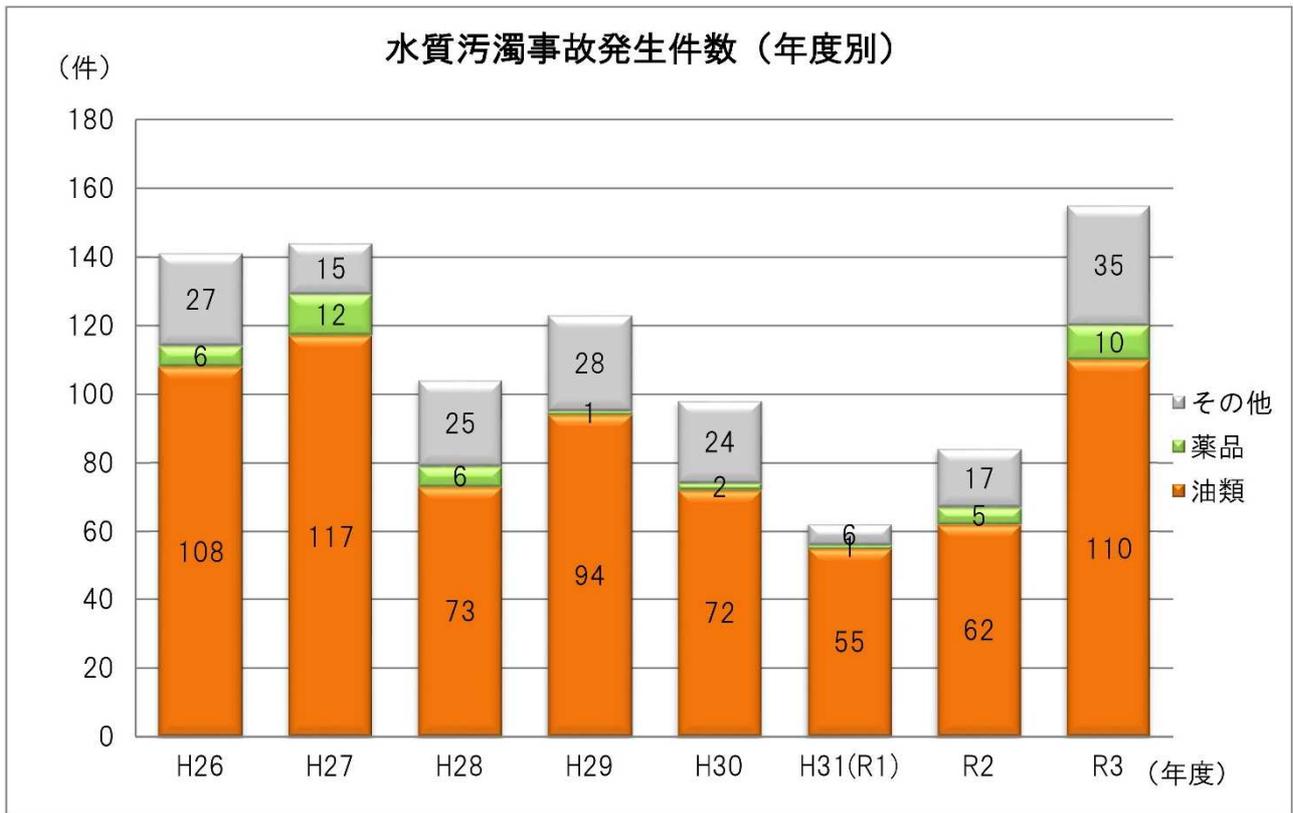
早期発見・早期対応が、汚染の拡大を防止し、費用負担を減らします。

<p><b>○環境保全に関する関係機関</b></p> <p>各市役所・町村役場 最寄りの県地域振興局 又は 長野県環境部水大気環境課 026-232-0111(代)</p>	<p><b>○危険物（灯油等）に関する関係機関</b></p> <p>最寄りの各消防署 119</p> <p><b>○河川の管理者</b></p> <p>最寄りの県建設事務所維持管理課</p>
---	--

☎長野県環境部水大気環境課  
☎026-235-7162 ☎026-235-7366 ✉mizutaiki@pref.nagano.lg.jp  
http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/mizutaiki/kashokai.htm



発行/平成24年(2012年)10月

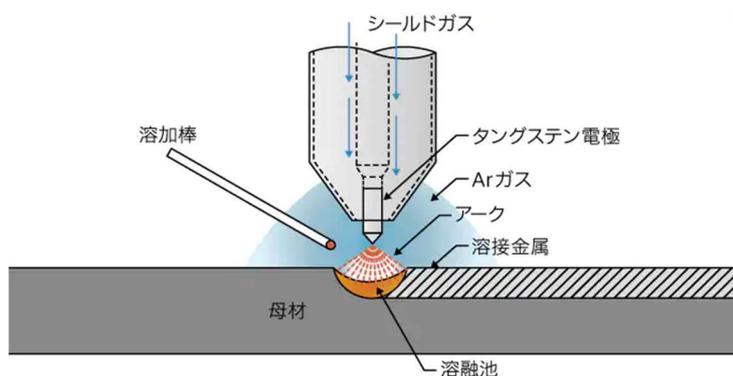


長野県 HP より抜粋

# 14 金属アーク溶接作業：特定化学主任者の選任



金属アーク溶接



## 特定化学物質 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸収しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
2. 同所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月をこえない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者  
氏名

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

## 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものであります。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

### 1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

#### ※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃烧ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 <b>ヒトに対する発がん性</b>	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について <b>神経機能障害</b> 三酸化二マンガン（Mn <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ）について <b>神経機能障害、呼吸器系障害</b>	



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

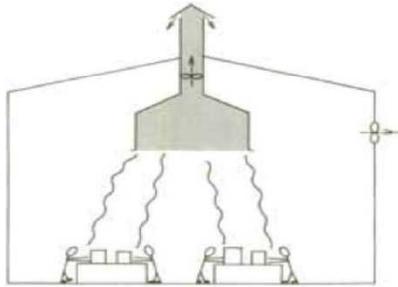
## 2. 特定化学物質としての規制

### (1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

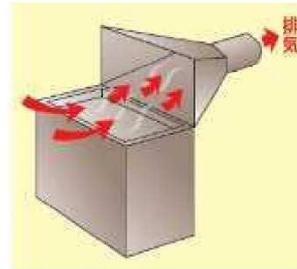
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。  
※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごとに**、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



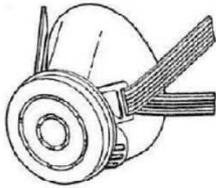
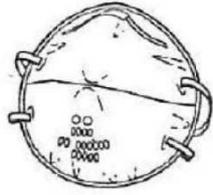
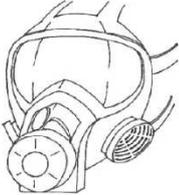
【局所排気装置の例】



### (2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

#### (参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
		
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	
		

### (3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況**を監視すること

### (4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

#### ■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

## (5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)  
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)  
対象物に汚染されたぼろ(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)  
作業場所の床は、不浸透性のもの(コンクリート、鉄板等)とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)  
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)  
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)  
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)  
以下の設備を設ける。
  - ・洗顔、洗身またはうがいの設備
  - ・更衣設備
  - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)  
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)  
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

## 3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	<b>特化則</b> に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から <b>粉じん則</b> の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の 選択・使用(4/1~)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務 (4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1~)			

改正内容に関する通達・資料はこちら  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)



## 15 現場に掲げる標識等について

工事現場の標識掲示義務が緩和されています（令和2年10月から）

令和2年10月1日から建設現場の標識の掲示義務に関する運用が改正されています。その内容について確認しておきましょう。

### 令和2年9月30日までの建設現場の標識

改正前は、工事に関わる**全ての建設業者**が建設現場に標識を掲示しなければなりませんでした。

すべての建設業者とは、元請、下請、孫請け、ひ孫請け等、工事を請け負ったすべての建設業者です。

規模が大きかったり、下請け業者が多い現場には、10枚、20枚の標識が掲示されているのをよく見かけていました。

### 令和2年10月1日以降の建設現場の標識

改正後の標識の掲示は、発注者から直接請け負った業者のみ、すなわち**元請業者のみ**で良いことになりました。

法改正から施工までの間に、工事に関わる業者がわかるように工事系統図を掲示するという案が出されていましたが、最終的には元請のみということで落ち着いたようです。

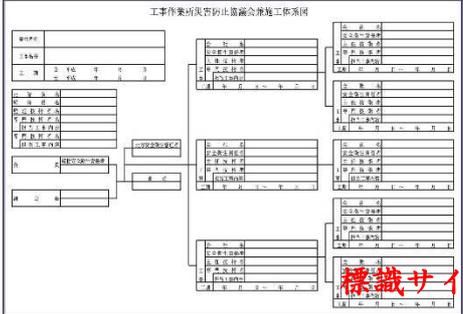
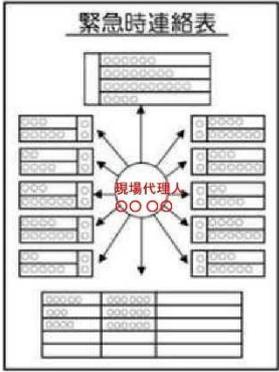
標識の内容には変更はなく、これまでどおりです。

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号 知事		
	許可年月日			
	← 35cm以上 →			

**現場に掲げる標識等について**  
**【標識サイズ(指定なし)：できるだけ読みやすい大きさにすること】**

**現場掲示が必要な標識類 (例)**

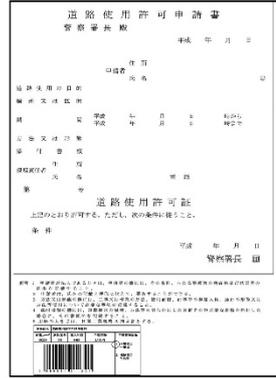
番号	標識種別と掲示場所・寸法等																					
①	<b>建設業の許可票</b> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">↑ 25cm以上 ↓</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">建設業の許可票</td></tr> <tr><td colspan="2">商号又は名称</td></tr> <tr><td colspan="2">代表者の氏名</td></tr> <tr><td>主任技術者の氏名</td><td>専任の有無</td></tr> <tr><td>資格名</td><td>資格者証交付番号</td></tr> <tr><td colspan="2">一般建設業又は特定建設業の別</td></tr> <tr><td colspan="2">許可を受けた建設業</td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>国土交通大臣 許可( )第 号</td></tr> <tr><td></td><td>知事</td></tr> <tr><td>許可年月日</td><td></td></tr> </table> <div style="margin-left: 5px;">← 35cm以上 →</div> </div>	建設業の許可票		商号又は名称		代表者の氏名		主任技術者の氏名	専任の有無	資格名	資格者証交付番号	一般建設業又は特定建設業の別		許可を受けた建設業		許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号		知事	許可年月日		<p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上                  ※B4(257mm×364mm), A3(297mm×420mm)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第40条                  建設業法施行規則 第25条1, 2                  (別記様式第二十九号 H23.12.27改正)</p>
建設業の許可票																						
商号又は名称																						
代表者の氏名																						
主任技術者の氏名	専任の有無																					
資格名	資格者証交付番号																					
一般建設業又は特定建設業の別																						
許可を受けた建設業																						
許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号																					
	知事																					
許可年月日																						
	<p><b>【記載要領】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。</li> <li>「専任の有無」の欄は、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。</li> <li>「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。</li> <li>「資格者証交付番号」の欄は、建設業法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。</li> <li>「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。</li> <li>「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。</li> </ol>																					
②	<b>労災保険関係成立票</b> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">↑ 25cm以上 ↓</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">労災保険関係成立票</td></tr> <tr><td>保険関係成立年月日</td><td>1</td></tr> <tr><td>労働保険番号</td><td></td></tr> <tr><td>事業の期間</td><td>自平成 年 月 日 至平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>事業主の住所氏名</td><td>参考</td></tr> <tr><td>注文者の氏名</td><td>福山市長 ○○ ○○</td></tr> <tr><td>事業主代理人の氏名</td><td>2</td></tr> </table> <div style="margin-left: 5px;">← 35cm以上 →</div> </div>	労災保険関係成立票		保険関係成立年月日	1	労働保険番号		事業の期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	事業主の住所氏名	参考	注文者の氏名	福山市長 ○○ ○○	事業主代理人の氏名	2	<p>掲 示 場 所：事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上、地色：白 文字：黒</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働者災害補償保険法施行規則 第49条                  労働保険の保険料の徴収等に関する法律                  施行規則 第77条</p>						
労災保険関係成立票																						
保険関係成立年月日	1																					
労働保険番号																						
事業の期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日																					
事業主の住所氏名	参考																					
注文者の氏名	福山市長 ○○ ○○																					
事業主代理人の氏名	2																					
	<p><b>【記載要領】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「保険関係成立年月日」欄                      労災保険関係が成立した日を記載。</li> <li>「事業主代理人の氏名」欄                     <ol style="list-style-type: none"> <li>「事業主の住所氏名」欄記載名以外の場合は、労働基準監督署に届出したその代理人の名前。</li> <li>①以外の場合は空欄。</li> </ol> </li> </ol> <p>参考：「事業主の住所氏名」欄は、労災保険を掛けている会社の住所、社名、社長あるいは支店長名や営業所長名を記入。</p>																					

番号	標識種別と掲示場所・寸法等	
③	<p>施工体系図(下請契約のある工事)</p> 	<p>掲 示 場 所： 工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)</p> <p>標 識 寸 法 <b>規定なし(読みやすい大きさにすること)</b></p> <p>掲示の根拠： 建設業法 第24条の7第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項</p>
④	<p>下請負人に対する通知(下請契約のある工事)</p>  <div data-bbox="456 725 786 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>現場への掲示例</b></p> <p>この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/〇〇営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事柄や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。</p> <p style="text-align: right;">〇〇建設株式会社</p> </div>	<p>掲 示 場 所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 建設業法施行規則 第14条の3</p>
⑤	<p>建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識</p> 	<p>掲 示 場 所： 現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法： 大(A3判)・小(A4判)のシールいずれか</p> <p>掲示の根拠： 建退共制度改善方針について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2入札及び契約の適正化を図るための措置4(3)のハ</p>
⑥	<p>緊急時連絡表</p> 	<p>掲 示 場 所： 事務所、詰所等の見やすい場所に標示する。</p> <p>掲 示 内 容： 関係連絡先、担当者(現場代理人)、電話番号を記入する。ただし、記入場所の指定はしない。</p> <p>標 識 寸 法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 土木工事安全施工技術指針 第4節工事現場管理5(3) 労働安全衛生規則 第642条の3</p>

番号	標識種別と掲示場所・寸法等																	
⑦	<p>作業主任者(単独の例と一覧表の例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</li> </ol> <p>作業主任者 氏名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>作業主任者一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神山の前期作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>玉掛作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>土留工保工作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>型枠支保工組立て等作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート造工物の組立等作業主任者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>作業主任者の共通業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする。</li> <li>法令等が特種工事作業の種類と作業環境を考慮し、労働者の健康に留意する。</li> </ol> <p>作業主任者氏名</p> </div> </div>	作業区分	氏名	神山の前期作業主任者		玉掛作業主任者		土留工保工作業主任者		型枠支保工組立て等作業主任者		コンクリート造工物の組立等作業主任者		<p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲示の根拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>				
作業区分	氏名																	
神山の前期作業主任者																		
玉掛作業主任者																		
土留工保工作業主任者																		
型枠支保工組立て等作業主任者																		
コンクリート造工物の組立等作業主任者																		
⑧	<p>建築基準法による確認表示板</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;"><b>建築基準法による確認済</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確認年月日番号</th> <th>年 月 日 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>確認済証交付者</td><td></td></tr> <tr><td>建築主又は 建築主氏名</td><td></td></tr> <tr><td>設計者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事監督者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事施工者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事現場管理者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>建築費算に係る その他の事項</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div>	確認年月日番号	年 月 日 番 号	確認済証交付者		建築主又は 建築主氏名		設計者氏名		工事監督者氏名		工事施工者氏名		工事現場管理者氏名		建築費算に係る その他の事項		<p>掲 示 場 所：工事現場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲示の根拠：建築基準法 第89条 第1項 (工事現場における確認の表示等) 建築基準法施行規則 第11条 (工事現場の確認の表示の様式)</p>
確認年月日番号	年 月 日 番 号																	
確認済証交付者																		
建築主又は 建築主氏名																		
設計者氏名																		
工事監督者氏名																		
工事施工者氏名																		
工事現場管理者氏名																		
建築費算に係る その他の事項																		
⑨	<p>その他</p>	<p>必要に応じて工事現場の見やすい場所に掲示する。</p>																

現場掲示が望ましい標識類(例)																							
⑩	<p>有資格者掲示の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>有資格者一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資格の種類</th> <th>会社名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福岡県建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込・掘削)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>移動式クレーン士</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>玉掛技能講習</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>玉掛技能資格者の職務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>玉掛作業は玉掛技能講習終了証を携帯すること。</li> <li>玉掛作業をする時は周囲の作業環境の安全に留意する旨を注意すること。</li> <li>玉掛作業は必ず作業者の指揮によること。急遽的に対応し、異常事態発生時は即時に降下するべきであること。</li> <li>玉掛作業中は他の作業、他の重心を把握したのち、他の作業による不安定な玉掛作業を避けること。</li> <li>降下距離したり、移動したくないよう制動を付けた玉掛を行うこと。</li> <li>玉掛については安全帯(確認済)と安全帯(確認済)を併用し、降下距離を必ず確認すること。</li> <li>玉掛は降下された1人で定められた方法で降下を行うこと。</li> </ol> <p>玉掛作業員氏名</p> </div> </div>	資格の種類	会社名	氏名	福岡県建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込・掘削)			移動式クレーン士			玉掛技能講習												<p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 及 び 内 容 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。 当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲示の根拠：労働安全衛生法 第59条 第3項(安全衛生教育) (参考) 労働安全衛生法 第61条(就業制限) 労働安全衛生法施行令 第20条 (就業制限に係る業務) 労働安全衛生規則 第36条 (特別教育を必要とする業務) 他</p>
資格の種類	会社名	氏名																					
福岡県建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込・掘削)																							
移動式クレーン士																							
玉掛技能講習																							
⑪	<p>建設リサイクル法の届出済シール(建設リサイクル法対象工事)</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;"><b>建設リサイクル法 届出・通知済</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>受付日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">福 山 市</td> </tr> </tbody> </table> </div>	受付日	年 月 日	受付番号		福 山 市		<p>掲 示 場 所：工事現場の見やすい場所に貼付する。</p> <p>掲示の根拠：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (参考) 第10条 (対象建設工事の届出等)</p>															
受付日	年 月 日																						
受付番号																							
福 山 市																							

⑫ 道路使用許可証



掲 示 場 所：工事現場の見やすい場所に掲示する。

掲示の根拠：道路使用許可条件  
(参考)



## 現場に掲げる標識類の根拠法令等

番号	関係法令等	該当する条文
①	建設業法 (標識の掲示)	第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
	建設業法施行規則 (標識の記載事項及び様式)	第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。  一 一般建設業又は特定建設業の別 二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業 三 商号又は名称 四 代表者の氏名 五 主任技術者又は監理技術者の氏名  2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。
	建設業法施行規則等の一部を改正する省令 (H23.12.27公布・施行)	(建設業法施行規則の一部改正) 第一条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。 別記様式二十九号中「40cm」を「25cm」に、「40cm」を「35cm」に改める。
②	労働者災害補償保険法施行規則 (法令の要旨等の周知)	第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 (建設の事業の保険関係成立の標識)	第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第二十五号)を見易い場所に掲げなければならない。
③	建設業法 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等)	第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。  2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。  3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。  4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

<p>③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (施工体制台帳の作成及び提出等)</p>	<p>第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。</p> <p>2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p>
<p>④ 建設業法施行規則 (下請負人に対する通知等)</p>	<p>第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負せた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>一 作成建設業者の商号又は名称 二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負せたときは法第二十四条の七第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所</p>
<p>⑤ 建退共制度改善方策について(H11.3.18)</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H26.9.30閣議決定)</p>	<p>⑩加入促進対策の強化、制度の周知徹底を図る。</p> <p>第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項 (3)施工体制の把握の徹底等に関すること ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。</p>
<p>⑥ 国土交通省監修 土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達H21.3.31)</p>	<p>第1章 総則 第4節 工事現場管理 5. 緊急通報体制の確立 (1)関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。 (2)通報責任者を指定しておくこと。 (3)緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。</p>
<p>労働安全衛生規則 (周知のための資料の提供等)</p>	<p>第六百四十二条の三 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況(労働者に危険を生ずるおそれのある箇所を含む。以下この条において同じ。)、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であつて当該場所で新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。</p>

⑦	労働安全衛生法 (作業主任者)	第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。
	労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業)	第六条 法第十四条の政令で定める作業
	労働安全衛生規則 (作業主任者の氏名等の周知)	第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
⑨	建築基準法 (工事現場における確認の表示等)	第八十九条 第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。
	建築基準法施行規則 (工事現場の確認の表示の様式)	第十一条 法第八十九条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第六十八号様式による。
⑩	労働安全衛生法 (安全衛生教育)  (就業制限)	第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。  2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。  3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。  第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。  2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。  3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。  4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。
	労働安全衛生法施行令 (就業制限に係る業務)	第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務
	労働安全衛生規則 (特別教育を必要とする業務)	第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務

<p>⑪ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (対象建設工事の届出等)</p>	<p>第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造</li> <li>二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類</li> <li>三 工事着手の時期及び工程の概要</li> <li>四 分別解体等の計画</li> <li>五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み</li> <li>六 その他主務省令で定める事項</li> </ul> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>⑫ 道路使用許可証 (指導事項)</p>	<p>※責任者は工事(作業)中は必ず許可証又はその写しを現場に携帯し警察官の質問に対し提示すること。</p> <p>※申請者又は現場責任者は工事(作業)着手前に、道路使用許可条件等を工事等現場関係者全員に徹底させること。</p>



# 16 大町労働基準監督署資料

事業主と労働者の方へ



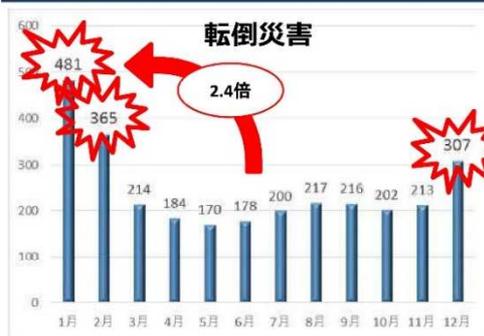
## STOP! 冬季労働災害



～**転ばぬ先の「靴選び」と「凍結防止」**を～

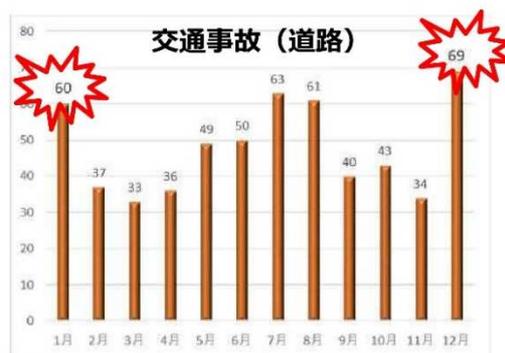
冬季には、降雪、凍結等を要因とする転倒、墜落、交通事故等が多発し、特に1月の転倒災害発生リスクは、3～11月平均の2.4倍です。また、令和4年1、2月には2名の方が労働災害により命を落としました。

月別の労働災害発生状況（過去5年間合計）



冬季労働災害による死亡事例

平成27年 その他の 事業	高さ約4メートルの屋根の雪おろしをするため、はしごを登っていたところ、はしごが滑って倒れ、 <b>転落し死亡</b> 。
令和4年 旅館業	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱（長さ約3～4m。以下「つらら」という。）をハンマーで叩いて撤去していたところ、 <b>崩れたつららの下敷きとなり死亡</b> 。
令和4年 その他の 卸売業	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇（せっぴ）ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、 <b>雪庇が落下し、その下敷きになり死亡</b> 。



※令和4年10月31日までに把握した労働者死傷病報告調べ。  
 ※死亡又は休業4日以上の労働災害（単位：人）  
 ※平成29年4月1日～令和4年3月31日発生

- ポイント① 転倒災害の防止（例：凍結防止、滑りにくい靴）
- ポイント② 交通事故の防止（例：冬用タイヤの早め装着・磨耗状態点検）
- ポイント③ 除雪時等の災害防止（例：屋根上での墜落制止用器具の使用）

窓枠固定用の金具を使用した  
除雪時の墜落防止対策の例



事務所出入口の  
ヒートマットの  
設置例



詳しい情報・対策の  
ポイントはこちら



長野労働局  
「冬季労働災害防  
止特設コーナー」



 長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署 (R4.12)

〈表 1〉 令和4年(1月1日～11月末日)業種別労働災害発生状況

大町労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上之死傷者数				対前年同期比 増減率
		令和2年	令和3年	令和4年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	17	18	18		
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業			2	2	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	3	2	2		
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業		1	3	2	
	化 学 工 業		2	2		
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	1		1	1	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業					
	金 属 製 品 製 造 業	4	4	1	▲ 3	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業		2	3	1	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	7	6	▲ 1	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1	2	1	▲ 1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		1	1		
	そ の 他 の 製 造 業	3	2	2		
	小 計	31	41	42	1	2.4%
鋳 業		1		1	1	-
建設業	土 木 工 事 業	8	(1) 11	6	▲ 1 ▲ 5	
	建 築 工 事 業	10	13	5	▲ 8	
	う ち 木 造 建 築 業	4	9	3	▲ 6	
	設 備 工 事 業	2	4	6	2	
	小 計	20	(1) 28	17	▲ 1 ▲ 11	▲ 39.3%
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	9	9	(1) 12	1 3	
	そ の 他 の 交 通 運 輸 業	(1) 5	7	3	▲ 4	
	陸 上 貨 物 取 扱 業		1	1		
	小 計	(1) 14	17	(1) 16	1 ▲ 1	▲ 5.9%
林 業		1	2		▲ 2	▲ 100.0%
その他の事業	卸 売 業 又 は 小 売 業	(1) 18	20	33	13	
	保 健 衛 生 業	14	11	15	4	
	旅 館 業	6	6	8	2	
	飲 食 業	1	1	2	1	
	そ の 他 接 客 娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 等 )	2	4	5	1	
	清 掃 ・ と 畜 業	4	2	2		
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	2	1	2	1	
	上 記 以 外 の 業 種	13	12	16	4	
小 計	(1) 60	57	83	26	45.6%	
合 計		(2) 127	(1) 145	(1) 159	14	9.7%
死 亡 者 数		2	1	1		

(注)1. ( )書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。 2. 単位:人 3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

**労災隠しは犯罪です!** 「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合」労働安全衛生法により事業者には『労働者死傷病報告』の提出が義務付けられています。遅滞なく、様式第23号「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ提出しましょう。

〈表 2〉 令和4年(1月1日～11月末日) 事故の型別・業種別・業種別・労働災害発生状況

大町労働基準監督署

業種	事故の型別													合計	前年同期 死亡 死傷	対前年増減 数	対前年増減 比(死傷者 の死傷者数)	
	1.墜落・転落	2.転倒	3.激突	4.飛来・落下	5.崩壊・倒壊	6.激突され	7.はさまれ・ 巻き込まれ	8.切れ・こす れ	13.感電	17・18 交通事故	19.無理な動 作	その他計						
食料品製造業	3	8	2				3	1					18	18		0.0%	11.3%	
繊維製品製造業							1							2	2		1.3%	
木材・木製品製造業								2									1.3%	
パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業	1			1									3	2	2	200.0%	1.9%	
化学工業		1					1						2	2		0.0%	1.3%	
窯業・土石製品製造業	1												1	1	1		0.6%	
鉄鋼・非鉄金属製造業																		
金属製品製造業	1						1						1	4	▲3	▲75.0%	0.6%	
一般機械器具製造業	1											1	3	2	1	50.0%	1.9%	
電気機械器具製造業	3						1					2	6	7	▲1	▲14.3%	3.8%	
輸送用機械器具製造業													1	2	▲1	▲50.0%	0.6%	
電気・ガス・水道業	1												1	1		0.0%	0.6%	
その他の製造業			1	1									2	2		0.0%	1.3%	
小計	5	15	3	2			9	3				4	42	41	1	2.4%	26.4%	
鉱業	1												1	1			0.6%	
土木工事業	1							1					6	1	▲1	▲45.5%	3.8%	
建築工事業	3							2					5	13	▲8	▲61.5%	3.1%	
うち木造建築業	1							2					3	9	▲6	▲66.7%	1.9%	
設備工事業	2			1			1						6	4	2	50.0%	3.8%	
小計	6	1		1			1	3				2	17	1	▲11	▲39.3%	10.7%	
運送業	1												1	12	9	3	33.3%	7.5%
その他の交通運輸業	4		2				1						3	7	▲4	▲57.1%	1.9%	
陸上貨物取扱業													1	1		0.0%	0.6%	
小計	4	3	2				2					2	16	17	▲1	▲5.9%	10.1%	
林業														2	▲2	▲100.0%		
卸売又は小売業	3	19	3				2	1					33	20	13	65.0%	20.8%	
保健衛生業	1	9		1			1						15	11	4	36.4%	9.4%	
旅館業	3	4											8	6	2	33.3%	5.0%	
飲食業	1												2	1	1	100.0%	1.3%	
その他接客娯楽業(ゴルフ場等)	2		1										5	4	1	25.0%	3.1%	
清掃・と畜業													2	2		0.0%	1.3%	
ビルメンテナンス業	2												2	1	1	100.0%	1.3%	
上記以外の業種	2	4	3	1			1						16	12	4	33.3%	10.1%	
小計	9	41	7	2			6	1				12	83	57	26	45.6%	52.2%	
合計	1	25	60	12	5	1	3	17	7			20	159	1	145	14	9.7%	100.0%
前年増減数	16	40	4	6		1	7	22	11			5	28	5	1	145		
対前年増減比(死傷者数)	56.3%	50.0%	200.0%	▲16.7%	0.0%	▲57.1%	▲22.7%	▲36.4%	▲4.4%			▲28.6%	▲40.0%	9.7%				
構成比(本年の死傷者数)	15.7%	37.7%	7.5%	3.1%	0.6%	1.9%	10.7%	4.4%	4.4%			12.6%	1.9%	100.0%				

(注) 1.本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上  
の災害を集計したものである。  
2.死亡者数は、死傷者数の内数である。  
3.単位：人  
4.新型コロナウイルス感染症の1期による労働災害を  
除く。